

事務事業名	児童手当給付事業				担当	健康福祉部 児童家庭課 児童家庭係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8131		
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
基本事業名						事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度 昭和46 年度～） ☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	児童手当法・真岡市児童手当事務取扱規則								
予算科目	1.一般会計	3.民生費	2児童福祉費	2児童措置費					
事業概要	児童を養育している者に児童手当を支給することで、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 [支給対象]15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に支給。[所得制限]有 [支給額]3歳未満：15,000円 3歳以上小学校修了前：10,000円 第3子以降15,000円 中学校修了前：10,000円、所得制限超過者5,000円（月額） [支払時期]原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給								

① 手段（主な活動） 27年度実績 出生・転入等により認定請求書提出（受給資格者） 審査（市） 認定又は却下処理 認定者へ手当の支給（10月・2月・6月） 手当の支給各種届の提出（受給者） 受付（市） 現況届の認定請求書等送付（市） 認定請求書等提出（受給者） 審査（市） 認定又は却下処理 認定者へ手当の支給 28年度計画 前年同様				⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移									
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)		
				ア	受給世帯数	世帯	6,976	6,886	6,826	6,748	6,700		
				イ	支給額	千円	1,245,760	1,484,750	1,474,140	1,467,205	1,503,600		
				ウ									
				エ									
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 ・支給対象児童…中学校修了前の児童				⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移									
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)		
				ア	対象児童数	人	12,514	12,365	12,294	12,181	12,100		
				イ									
				ウ									
				エ									
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 家庭生活の安定の寄与、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上				⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移									
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)		
				ア	受給児童数	人	11,615	11,513	11,449	11,323	11,320		
				イ									
				ウ									
				エ									
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） ・児童の養育に伴う家計の経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定が図られる。 ・児童の健やかな成長が期待できる。				⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移									
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)		
				ア	受給により生活の安定が図られた世帯の割合	%	100	100	100	100	100		
				イ									
				ウ									
				エ									
(2) 総事業費の推移								単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	850,153	1,047,702	1,025,083	1,019,978	1,045,240				
			県支出金	千円	189,672	226,456	224,520	223,475	229,180				
			地方債	千円	0	0	0	0	0				
			その他	千円	0	0	0	0	0				
			一般財源	千円	205,935	210,592	224,537	223,752	229,180				
			事業費計（A）	千円	1,245,760	1,484,750	1,474,140	1,467,205	1,503,600				
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1				
			延べ業務時間	時間	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200				
			人件費計（B）	千円	5,042	4,877	5,065	5,028	5,028				
			トータルコスト（A）+（B）	千円	1,250,802	1,489,627	1,479,205	1,472,233	1,508,628				

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	国の児童手当制度の制定（昭和46年5月）に伴い、開始する。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	児童手当制度は、当初、児童を3人以上養育する家庭に支給することとされていたが、昭和61年6月から第2子以上に拡大、平成4年1月からは第1子からに拡大された。支給額についても段階的に改善が行われ、当初は3,000円であったものが、昭和50年に5,000円、平成4年1月からは第3子以降1人につき10,000円とされた。 その後、少子化の急速な進行を踏まえ平成12年6月、支給対象児童を、従来の3歳未満から義務教育就学前まで拡大、平成16年6月からは小学校3年生まで、平成18年4月からは小学校6年生までに拡大された。平成19年4月分からは、3歳未満の児童手当の額が、第1子・第2子について倍増され、出産順位にかかわらず一律月額10,000円になった。 平成22年4月より、子ども手当制度の開始により児童手当としては支給されなくなった。 平成24年4月の法改正により児童手当の支給が再開。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	手当の支給により家計の経済的負担が軽減され、家庭における生活の安定が図られるとの声がある。

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 児童養育家庭の生活の安定や児童の健全育成など子育て支援事業のひとつとして市の政策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 児童手当法に基づく市町村事務であるので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 児童手当法に基づく市町村事務であり、適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 児童手当法に基づく市町村事務であるので余地がない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 児童手当法に基づく制度なので廃止・休止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 児童手当法により定められており、削減の余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費で実施しており、削減の余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 国の基準で実施しているので公平公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								